

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の一部改訂

令和2年8月

茅ヶ崎市

1 改訂の趣旨

次期茅ヶ崎市バリアフリー基本構想は、その実行性を確保するため、次期茅ヶ崎市総合計画の実施計画と整合が図られたものとする必要があります。これら両計画の計画期間の始期を合わせ、整合性を図るため、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（平成27年9月策定）（以下、「現基本構想」という。）の一部を改訂します。

2 改訂箇所

【改訂箇所①】

現基本構想3ページの「2 基本構想の位置づけ・目標年次」を次のとおり改訂します。

●改訂前

目標年次は、バリアフリー法に基づく『移動等円滑化の促進に関する基本方針*』とあわせて平成32年度までの目標達成を目指すとともに、茅ヶ崎市総合計画基本構想等の上位・関連計画の目標年次との整合や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期を考慮し、平成32年度に設定します。また、事前に検討や調整を進める必要がある目標年次以降の事業等についても、本基本構想に位置づけることとします。

●改訂後

目標年次は、バリアフリー法に基づく『移動等円滑化の促進に関する基本方針*』とあわせて平成32年度（令和2年度）までの目標達成を目指すとともに、茅ヶ崎市総合計画基本構想等の上位・関連計画の目標年次との整合や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期を考慮し、平成32年度（令和2年度）と設定しましたが、令和3年度から開始となる茅ヶ崎市総合計画基本構想に基づく実施計画の見直し時期の2年間延伸を受け、令和4年度までと改めて設定します。また、事前に検討や調整を進める必要がある目標年次以降の事業等についても、本基本構想に位置づけることとします。

【改訂箇所②】

現基本構想3ページの「図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の位置付け」を次のとおり改訂します。

●改訂前

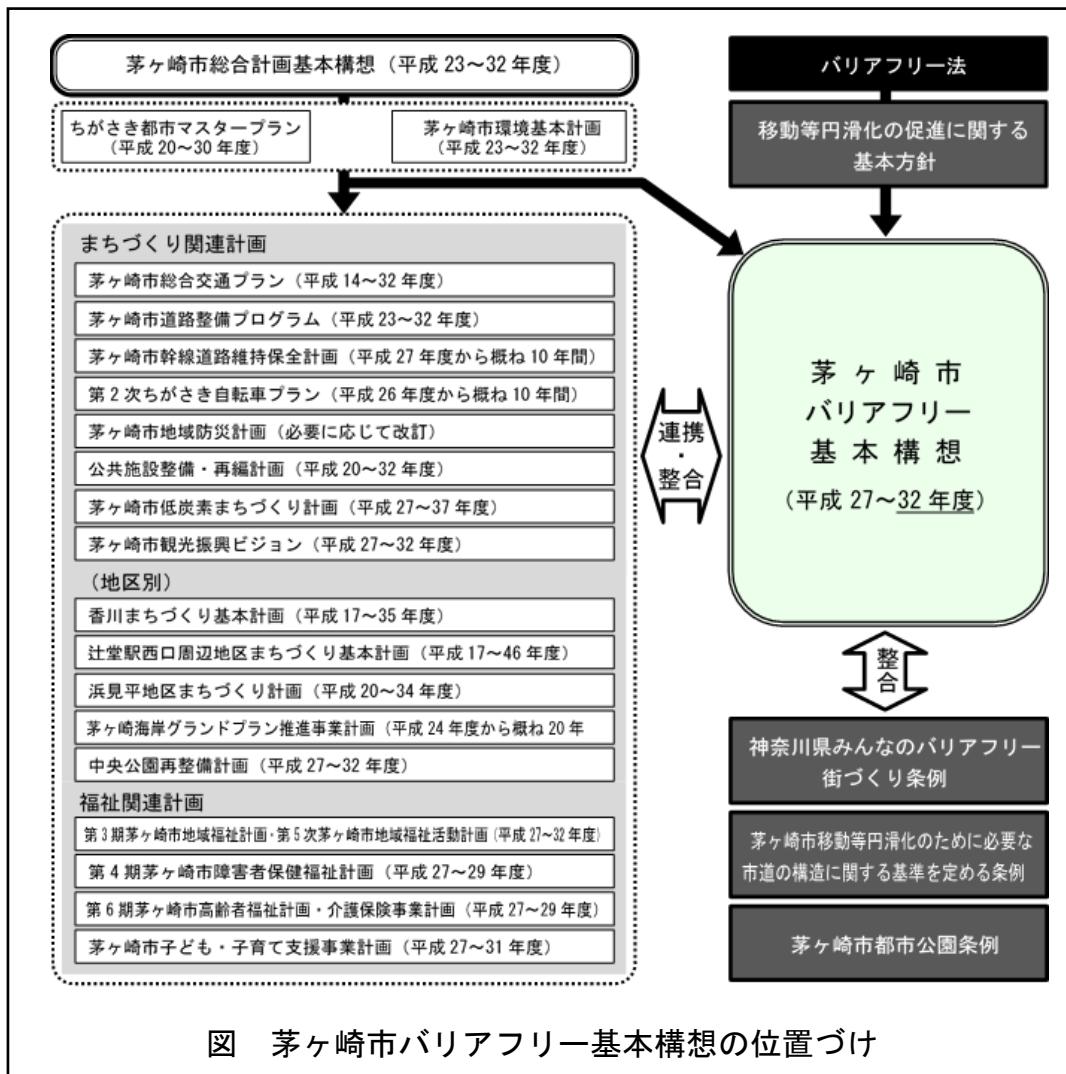
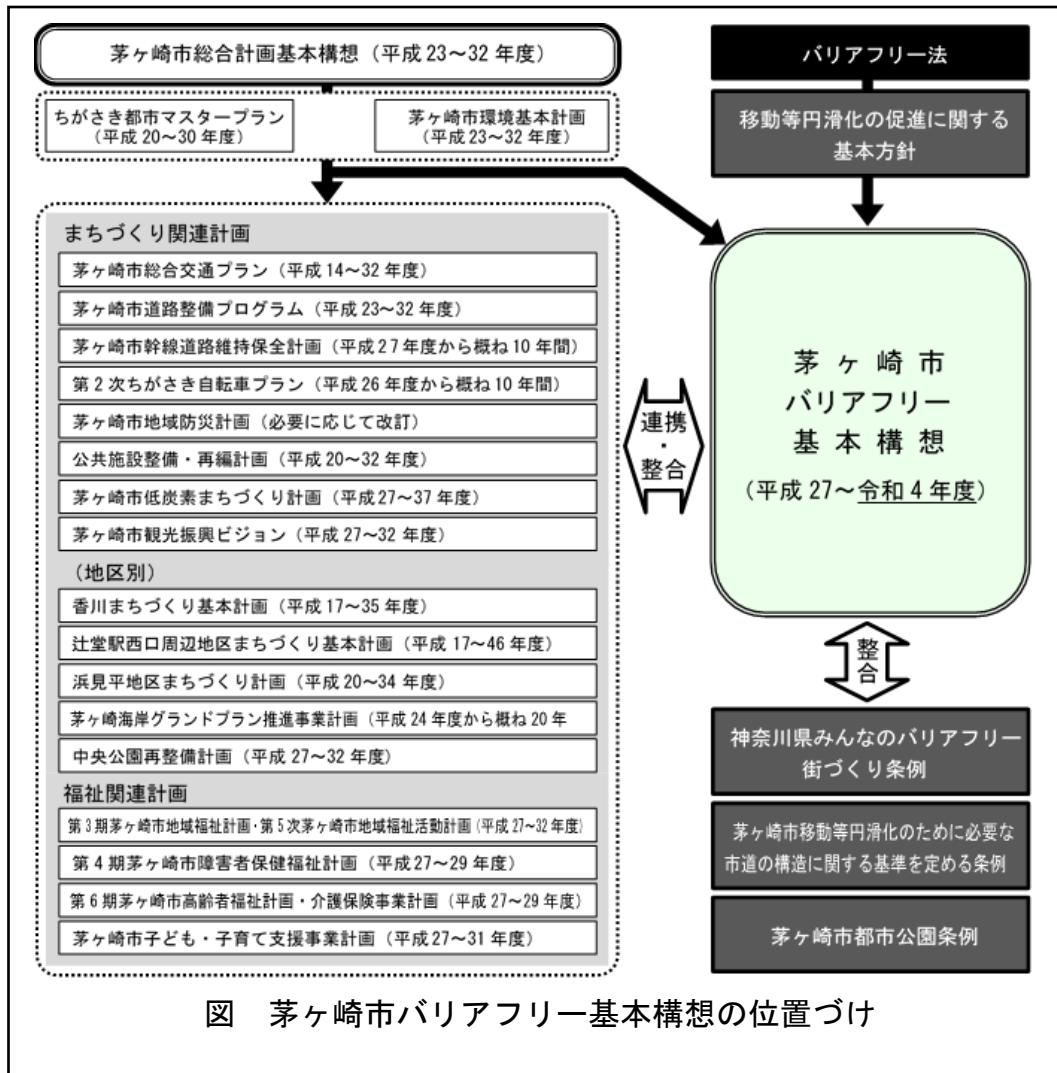


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の位置づけ

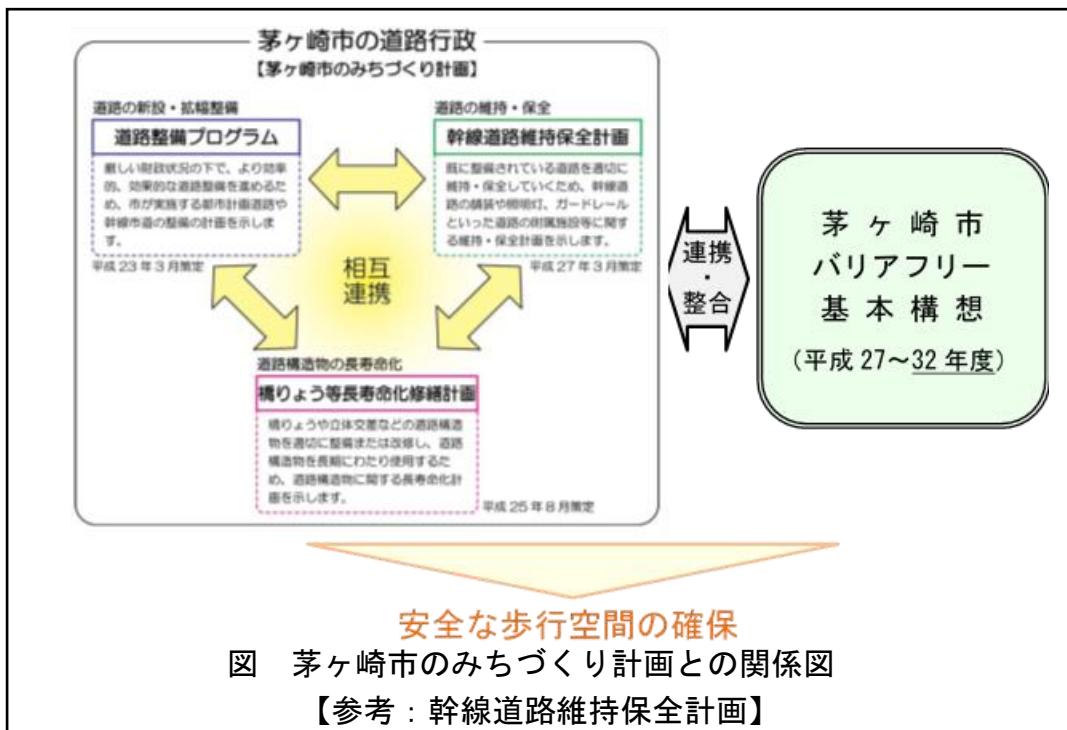
●改訂後



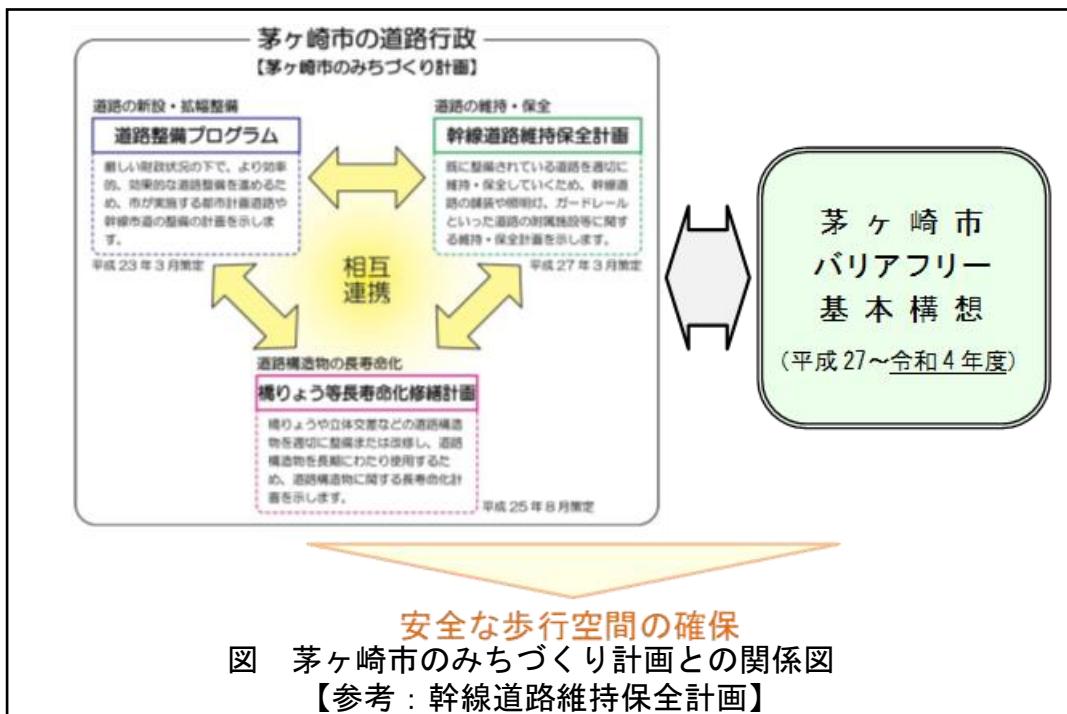
【改訂箇所③】

現基本構想30ページの「図 茅ヶ崎市のみちづくり計画との関係図」を次のとおり改訂します。

●改訂前



●改訂後



【改訂箇所④】

現基本構想85ページの「6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施」を次のとおり改訂します。

●改訂前

茅ヶ崎市では、基本構想の実現に向けて、各特定事業者と連携し、重点整備地区における特定事業計画の作成及び事業の実施を積極的に推進していくとともに、事業の実施にあたり関係機関との調整が必要な事業者に対しては協議の場を設けるなど、目標年次である平成32年度までの事業等の達成を目指した円滑な事業推進に努めます。

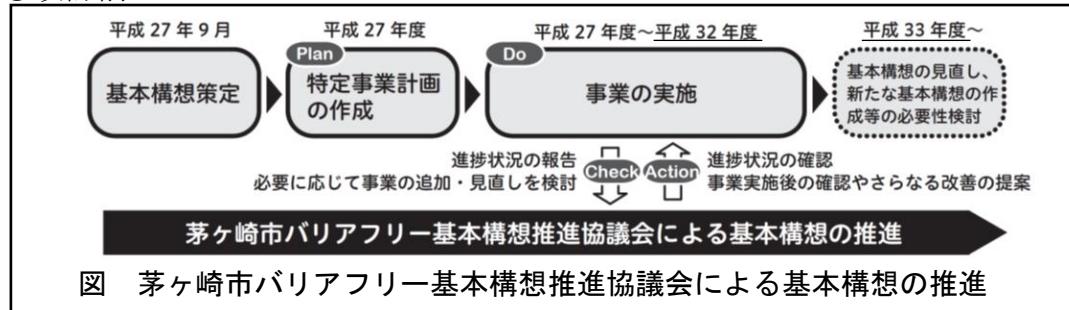
●改訂後

茅ヶ崎市では、基本構想の実現に向けて、各特定事業者と連携し、重点整備地区における特定事業計画の作成及び事業の実施を積極的に推進していくとともに、事業の実施にあたり関係機関との調整が必要な事業者に対しては協議の場を設けるなど、目標年次である令和4年度までの事業等の達成を目指した円滑な事業推進に努めます。

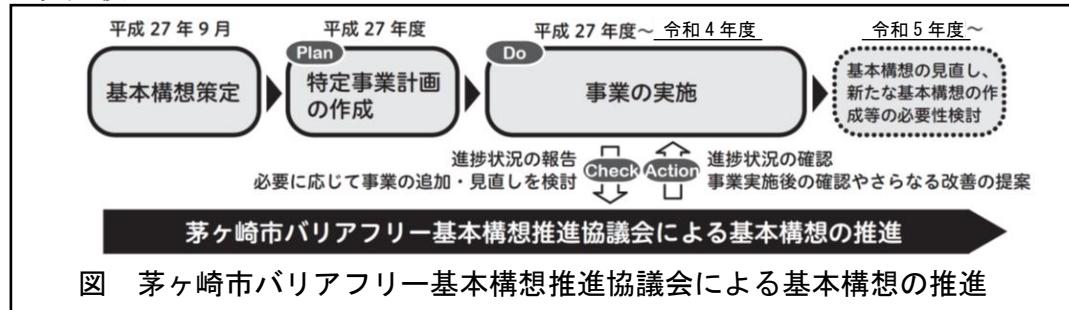
【改訂箇所⑤】

現基本構想89ページの「図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会による基本構想の推進」を次のとおり改訂します。

●改訂前



●改訂後



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の一部改訂

令和2年8月発行

発行 茅ヶ崎市
編集 都市部都市政策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377



携帯サイト ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
QRコード 携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
